

第1章 総則

第1条（名称）当会は、**Cubic Argument** と称する

第2条（目的及び活動）本会は、同世代で日本を支えていくための繋がりづくりを目的とし、次に掲げる活動を行う。

- 一.勉強会や講演会などの学習・議論の場の提供。
- 二.会員の相互間の理解及び協調の増進。
- 三.会員の活動のサポート
- 四.日本を支えていく必要性を共有すべく働きかける

第3条（所在地）事務所は東京都葛飾区東金町2-24-3-403に置く。

第2章 組織

第4条（組織体制）当会には次の組織を置く。

- 一.総会
 - 二.執行委員会
2. 総会は会員によって構成される。
- 二. 執行委員会は執行委員会によって構成される。

第5条（会員）会員とは第2条（目的及び活動）に賛同し、執行委員会所定の入会申込書を事務局に提出し、会費納入手続きを完了した者とする。

- 2.会員は勉強会や講演会に参加し、同世代で日本を支えていくために活動する。
- 3.会員資格は同一年度内有効とする。新年度の会費を納入することで会員資格は更新される。

第6条（役員）当会には次の役員を置く。

- 一.代表 1名
- 二.副代表 1名
- 三.執行委員長 1名
- 四.会計 1名
- 五.執行委員 若干名
- 六.監査役 1名

2. 執行委員長は代表が兼務することができる。
3. 監査役と他の役員は兼務できない。

第7条（役員の任務）

- 一.代表は、会を代表し、会務を統括する。
- 二.副代表は、代表不在時に、代表を代行する。
- 三.執行委員長は、執行委員会を統括する。
- 四.会計は、会の会計・経理を担当する。
- 五.執行委員は、執行委員会に所属し、会の運営を行う。
- 六.監査は、会計及び資産の状況並びに業務執行状況を監査する。

第8条（役員の任期） 役員の任期は1年とする。再任は妨げない。

第3章 総会

第9条（総会の権限）総会は会員によって構成される、当会の最高議決機関である。

第10条（総会の専決事項）総会は次の各号の決定については執行委員会に委任が出来ず、必ず総会で議決しなければならない。

- 一.規約の制定・改廃
- 二.役員を選任・解任
- 三.予算・決算の承認

第11条（各会の開催）定期総会は、毎年3月に開催する。

2. 臨時総会は、次の各号に該当する場合に開催する。

- 一.会員の五分の一以上の開催請求があったとき
- 二.監査役からの開催請求があったとき
- 三.その他代表が必要と認めたとき

第12条（委任状）会員は議決権を他の会員に委任することが出来る。委任は委任状によって行う。

第13条（議事運営）議事運営は議長が行う。

- 2.議長は代表が務める。
- 3.書記は議長が任命する。
- 4.総会は、会員の過半数の出席で成立し、議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

第4章 執行委員会

第14条（執行委員会の業務）執行委員会は次の業務を行う。

- 一.勉強会や講演会などのイベントの運営
- 二.他の組織との渉外
- 三.当会の広報
- 四.会員への連絡、名簿管理
- 五.運営に必要な物品購入、契約
- 六.その他総会が委任した事項

第15条（執行委員会の構成）執行委員会は執行委員によって構成される。

第16条（局の設置）必要に応じて執行委員会のもとに局を設置する。

第17条（ミーティング）執行委員会は会の運営、状況報告のため、月1回以上定例ミーティングを行う。

2. 臨時ミーティングは執行委員の請求により行われる。

第18条（ミーティングの議事運営）議事運営は議長が行う。

2. 議長は出席した執行委員から選出される。
3. ミーティングの議決は、議長の判断により行われる。ただし、執行委員長は議決について異議を述べることができる。

第5章 会計

第19条（会計の専務）会計は、予算及び決算を作成する。

- 2.会計は、資産一般の管理を行う。

第20条（予算及び決算）本会の収支予算は、総会の議決を経て定める。

- 2.収支決算は、総会の承認を得なければならない。

第 21 条（会計年度）本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 監査

第 22 条（監査役の特務）監査役は、業務監査及び会計監査を行う。

第 23 条（業務監査）定例総会にて執行委員長が提出する業務報告書には監査役の承認が無ければならない。

第 24 条（会計監査）定例総会にて会計が提出する決算報告書には監査役の承認が無ければならない。

第 7 章 改正

第 25 条（改正手続き）本規約の改正は総会において全会員の過半数の議決によって行う。

第 8 章 補則

第 26 条（規約適用日）本規約は 2011 年 5 月 31 日から施行する。